第５章　障害福祉サービスの見込み

本章での障害福祉サービスの利用量については、第３期計画期間中の後半に市内に生活介護及び就労継続支援Ｂ型の事業所が新たに開設されたことによる影響を見込みます。その他のサービスについては、サービス提供事業者の参入状況に変化なく、サービス利用状況についても大きな変動がみられないことから、第３期計画期間中における利用実績、今後の事業者の意向、第４期計画期間中に特別支援学校高等部の卒業見込み（述べ約 25 人）を踏まえ見込量を設定しています。

１　訪問系サービス

（１）訪問系サービスの見込み

①居宅介護･重度訪問介護･同行援護･行動援護･重度障害者等包括支援

＜居宅介護＞

障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

＜重度訪問介護＞

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人又は重度の知的・精神障害者で行動障害がある人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動の補助を行います。

＜同行援護＞

重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。(平成 23 年 10 月創設)

＜行動援護＞

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

＜重度障害者等包括支援＞

障害支援区分６（児童については区分３相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行います。

【サービス見込み量】

平成 25 年度末に重度訪問介護利用者が転出したことにより、利用時間数が減少しています。

第４期計画では、平成 26 年４月より重度の知的・精神障害者で行動障害のある人が重度訪問介護の対象となっていることから、平成 27 年度の見込み量を増量し、ほぼ現状維持を見込んでいます。

（単位：人/月、時間/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	24	24	22	25	25	25
	利用時間	794.2	744.8	722.5	800.0	800.0	800.0

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

（２）訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策

現在、市内１か所の事業所に加え、市外３事業所によりサービスが提供されています。

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため市内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、市内介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

２　日中活動系サービス

（１）日中活動系サービスの見込み

①生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分３以上である人及び50歳以上で障害支援区分が２以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

平成26年度より市内の事業所が増えたことや特別支援学校卒業予定児の推移を勘案して増加を見込んでいます。

（単位：人/月、人日/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
生活介護	利用者数	68(20)	67(20)	68(19)	75	81	82
	利用日数	1,350	1,356	1,378	1,575	1,701	1,722

※（ ）内の数値は、利用者数のうち通所者の人数を示しています。
※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

＜機能訓練＞

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜生活訓練＞

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

市内に事業所がないため、現在の利用状況等に基づいて設定しています。

（単位：人/月、人日/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
機能訓練	利用者数	2	2	1	1	1	1
	利用日数	20	21	21	21	21	21
生活訓練	利用者数	2	0	0	1	1	1
	利用日数	33	0	0	21	21	21

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

③就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス見込み量】

特別支援学校卒業予定児の推移等を勘案して、平成 26 年度から平成 27 年度の間のみ増加を見込んでいます。

（単位：人/月、人日/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労移行支援	利用者数	3	3	6	6	5	5
	利用日数	40	56	96	96	80	80

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

④就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

＜Ａ型＞

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜Ｂ型＞

企業などや就労継続支援Ａ型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援Ａ型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

第３期計画期間中に、市内２か所に就労継続Ｂ型の新規事業所が開設されたことや特別支援学校卒業予定児の推移等を勘案して増加を見込んでいます。

（単位：人/月、人日/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労継続支援Ａ型	利用者数	12	14	10	13	13	13
	利用日数	226	283	202	234	234	234
就労継続支援Ｂ型	利用者数	32(1)	35(1)	50(1)	54	58	61
	利用日数	545	565	842	972	1,044	1,098

※（ ）内の数値は、利用者数のうち入所者の人数を示しています。

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

⑤療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分６で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分５以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量】

療養介護の利用希望相談があることから、平成 29 年度で１名増を見込んでいます。

（単位：人/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
療養介護	利用者数	4	4	4	4	4	5

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

⑥短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在の利用者の状況を基に見込んでいます。

（単位：人/月、人日/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
短期入所	利用者数	8	9	8	8	8	8
	利用日数	47	56	58	60	60	60

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

（２）日中系サービスにおける見込み量の確保の方策

日中活動系サービスの利用量の増加については、特別支援学校卒業生等による利用ニーズの増加が考えられます。

利用ニーズの増加に対しては、第３期計画期間中に市内に就労継続支援Ｂ型事業所と生活介護事業所が開設されたことから、現行の体制で平成 29 年度末までのサービス見込み量に対応できると考えます。

就労サービス（就労移行支援、就労継続支援）や一般就労への支援の充実を図るため、就労支援専門員の設置や障害者就労支援センターの設置（圏域含む）などを検討していきます。

今後、入所施設の新規開設が見込めないことから、通所によるサービス提供を確保するため、必要に応じ圏域においてその整備を協議していくこととします。

３　障害児支援サービス

（１）障害児支援サービスの見込み

＜児童発達支援＞

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

＜放課後等デイサービス＞

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

＜保育所等訪問支援＞

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。

＜医療型児童発達支援＞

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、治療も行います。

【サービス見込み量】

児童発達支援と医療型児童発達支援は、今後の対象児の推移に基づいて見込んでいます。

放課後等デイサービスは、市内に事業所はないが、就学児の推移に基づいて増加を見込んでいます。

保育所等訪問支援は、事業所が市内に開設されることにより増加を見込んでいます。

（単位：人/月、人日/月）

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	利用者数	9	11	16	12	13	13
	利用日数	26	35	56	42	46	46
放課後等デイサービス	利用者数	1	1	1	4	4	4
	利用日数	2	2	1	8	8	8
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	1	2	2
	利用日数	0	0	0	1	2	2
医療型児童発達支援	利用者数	7	8	5	7	7	7
	利用日数	33	35	25	34	34	34

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

※保育所等訪問支援及び医療型児童発達支援については、第３期計画にサービス見込み量の設定がありません。

（２）障害児支援サービスにおける見込み量の確保の方策

医療型児童発達支援事業所は市内に１か所ありますが、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は市内になく、利用ニーズはあるものの利用が進まない状況です。

また、圏域内においても、事業所が３か所のみ設置（児童発達支援事業所１か所、放課後等デイサービス事業所２か所）と少なく、今後、市内及び圏域内において事業所の新規参入を促すことで、利用ニーズに応じたサービスを受ける事ができる提供体制の確保に努めます。

４　居住系サービス

（１）居住系サービスの見込み

①共同生活援助

＜共同生活援助（グループホーム）＞

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

＜共同生活介護（ケアホーム）＞

生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害支援区分２以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

※平成 26 年 4 月 1 日の制度改正により**共同生活援助に統合されました。**

【サービス見込み量】

施設入所者や精神科病院長期入院患者などが地域移行支援を利用して入居する場合や、グループホームの体験利用者も含めて増加を見込んでいます。

（単位：人/月）

		第 3 期			第 4 期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助（GH）	利用者数	3	3	16	25	25	25
共同生活介護（CH）	利用者数	12	13	－	－	－	－

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

②施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、53 人の利用があります。グループホーム等の整備など地域での受入れ態勢が整わないことや 65 歳以上の入所者の介護保険サービスへの移行が進まないため、平成 29 年度末で 55 人の利用を見込みます。

（単位：人/月）

	第 3 期			第 4 期		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	53（1）	54（1）	53（0）	54（0）	55（0）	55（0）

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。
※（ ）内は、平成 24 年度の児童福祉法改正により地域移行における目標数値の対象とならない 18 歳以上の児童施設入所者です。

（２）居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

現行の障害者福祉の施策は、基本的な方向性において地域への移行を推進していますが、加東市では介護者の高齢化などにより入所希望が増加しています。本計画においては第４期計画期間中に、施設入所者の削減目標６人の地域移行を見込んでいますが、新たな入所希望者や待機者がいることから、平成 25 年度末現在の入所者数実績 54 人から１人増の 55 人を目標値としています。(P21 参照)

なお、市内におけるグループホームについては増室や新規参入の予定がないため、圏域内の日中活動系サービス事業所に対して、グループホームの開設を促し、地域への移行を進めます。

５　相談支援

（１）相談支援の見込み

①相談支援

＜計画相談支援＞

市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年１回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。

＜地域移行支援＞

障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

＜地域定着支援＞

居宅で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込み量】

計画相談支援は、平成 27 年度より介護給付費等の支給決定するにあたって必須となるため増加を見込んでいます。

地域移行支援・地域定着支援については、市内に事業所が無いため、あまり増加を見込んでいません。

【単位：人/月】

		第３期			第４期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
（サービス利用計画作成） 計画相談支援	利用者数	0	1	6	14	16	16
地域移行支援	利用者数	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	利用者数	0	0	0	1	1	1

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

（２）相談支援における見込み量の確保の方策

市の委託により運営している加東市障害者生活支援センターを含む市内３事業所と市外事業所において、すべての利用者に対して計画相談支援が実施できるようにするとともに、市内において事業所の新規参入を促します。

また、市内に入院施設のある精神科病院において、地域移行支援・地域定着支援の事業実施を働きかけることで、サービス提供体制の確保に努めます。